平成九年通商産業省令第五十二号

電気設備に関する技術基準を定める省令

正する省令を次のように定める。 づき、 目 き、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十一号)の全部を改電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基

第一章 総則

一節 定義(第一条・第二条

第二節 第三節 保安原則 適用除外(第三条)

第一款 感電、火災等の防止(第四条―第十一条)

異常の予防及び保護対策(第十二条―第十五条の二) 電気的、磁気的障害の防止(第十六条・第十七条)

供給支障の防止 (第十八条)

第四節 公害等の防止 (第十九条)

電気の供給のための電気設備の施設

感電、火災等の防止(第二十条—第二十七条の二)

第二節 他の電線、他の工作物等への危険の防止(第二十八条―第三十一

第三節 支持物の倒壊による危険の防止(第三十二条)

第五節 第四節 危険な施設の禁止 (第三十六条—第四十一条) 高圧ガス等による危険の防止(第三十三条―第三十五条)

第六節 電気的、 磁気的障害の防止(第四十二条・第四十三条)

第七節 供給支障の防止(第四十四条―第五十一条)

第八節 電気使用場所の施設 電気鉄道に電気を供給するための電気設備の施設 (第五十二条—第五十五条)

感電、火災等の防止(第五十六条―第六十一条)

第二節 他の配線、他の工作物等への危険の防止(第六十二条)

第三節 異常時の保護対策(第六十三条―第六十六条)

電気的、磁気的障害の防止(第六十七条)

第五節 特殊場所における施設制限(第六十八条―第七十三条) (第七十四条—第七十八条)

特殊機器の施設

第一章

第一節 総 定 則 義

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに (用語の定義)

「電路」とは、通常の使用状態で電気が通じているところをいう。

「電気機械器具」とは、電路を構成する機械器具をいう。

備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の和三十九年法律第百七十号)第三十八条第一項ただし書に規定する小規模発電設備、非常用予 適用を受ける携帯用発電機を除く。)を施設して電気を発生させる所をいう。 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具(電気事業法 (昭

物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する所 (同一の構内において発電設備、 「蓄電所」とは、構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作 変電設備又は需要設備と電気的に接続されているものを除く

> の他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するも (蓄電所を除く。) をいう。 「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器そ

0)

六 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、 電所、蓄電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。 発

物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をいう。 「電線」とは、強電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体又は絶縁

t

八 「電車線」とは、電気機関車及び電車にその動力用の電気を供給するために使用する接触 線及び鋼索鉄道の車両内の信号装置、照明装置等に電気を供給するために使用する接触電線を

九 「電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使用 場所相互間の電線(電車線を除く。)並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物をいう。

「電車線路」とは、電車線及びこれを支持する工作物をいう。

「調相設備」とは、無効電力を調整する電気機械器具をいう。

十二 「弱電流電線」とは、弱電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体 又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をいう。

十三 「弱電流電線路」とは、弱電流電線及びこれを支持し、又は保蔵する工作物(造営物の屋 内又は屋側に施設するものを除く。)をいう。

十四 「光ファイバケーブル」とは、光信号の伝送に使用する伝送媒体であって、 護したものをいう。 保護被覆で保

十五 「光ファイバケーブル線路」とは、光ファイバケーブル及びこれを支持し、 工作物(造営物の屋内又は屋側に施設するものを除く。)をいう。 又は保蔵する

十六 「支持物」とは、木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物 るものをいう。 であって、電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とす

十七 「連接引込線」とは、一需要場所の引込線(架空電線路の支持物から他の支持物を経ない じ。)の側面等に施設する電線であって、当該需要場所の引込口に至るものをいう。)から分岐の造営物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有する工作物をいう。以下同で需要場所の取付け点に至る架空電線(架空電線路の電線をいう。以下同じ。)及び需要場所 して、支持物を経ないで他の需要場所の引込口に至る部分の電線をいう。

電線を除く。)をいう。 「配線」とは、電気使用場所において施設する電線(電気機械器具内の電線及び電線路

-九 「電力貯蔵装置」とは、電力を貯蔵する電気機械器具をいう。

(電圧の種別等)

第二条 電圧は、次の区分により低圧、高圧及び特別高圧の三種とする。

二 高圧 直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超え、七千ボルト以一 低圧 直流にあっては七百五十ボルト以下、交流にあっては六百ボルト以下のもの

2 高圧又は特別高圧の多線式電路(中性線を有するものに限る。)の中性線と他の一線とに電 使用電圧又は最大使用電圧に等しいものとして、この省令の規定を適用する。的に接続して施設する電気設備については、その使用電圧又は最大使用電圧がその多線式電路の

三 特別高圧 七千ボルトを超えるもの

(適用除外)

第二節

適用除外

| 2|| 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事|| 第三条 この省令は、原子力発電工作物については、適用しない。 業法 (昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される電気設備であって、 鉄道、 索道

ろによりこれを行わなければならない。 講じなければならない。ただし、電路に係る部分にあっては、 第五条第一項の規定に定めるとこ

(電気設備の接地の方法)

第十一条 電気設備に接地を施す場合は、 しなければならない。 電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるように

異常の予防及び保護対策

びに第五十三条第一項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定め条、第三十四条、第三十六条から第三十九条まで、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項並 ら第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二項、第二十七条の二、第二十八条から第三十二 。)については、第十九条第十三項、第二十条、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条か 又は軌道の専用敷地内に施設するもの(直流変成器又は交流き電用変成器を施設する変電所(以

「電気鉄道用変電所」という。)相互を接続する送電用の電線路以外の送電用の電線路を除く

(特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止)

第十二条 高圧又は特別高圧の電路と低圧の電路とを結合する変圧器は、高圧又は特別高圧の電圧 の電気設備の損傷、感電又は火災のおそれがない場合は、この限りでない。合であって、変圧器から離れた箇所における接地その他の適切な措置を講ずることにより低圧 適切な箇所に接地を施さなければならない。ただし、施設の方法又は構造によりやむを得ない場 の侵入による低圧側の電気設備の損傷、感電又は火災のおそれがないよう、当該変圧器における

圧側の電気設備の損傷、感電又は火災のおそれがないよう、接地を施した放電装置の施設その他 変圧器によって特別高圧の電路に結合される高圧の電路には、特別高圧の電圧の侵入による高 適切な措置を講じなければならない。

軌道法又は鉄道事

2

(特別高圧を直接低圧に変成する変圧器の施設制限

|第十三条 特別高圧を直接低圧に変成する変圧器は、 設してはならない。 次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、 施

発電所等公衆が立ち入らない場所に施設する場合

混触防止措置が講じられている等危険のおそれがない場合

その他の保安上の適切な措置が講じられている場合 特別高圧側の巻線と低圧側の巻線とが混触した場合に自動的に電路が遮断される装置の施設

(過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策)

第十四条 電路の必要な箇所には、過電流による過熱焼損から電線及び電気機械器具を保護し、 第十五条 電路には、地絡が生じた場合に、電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災の (地絡に対する保護対策) つ、火災の発生を防止できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない

か

機械器具を乾燥した場所に施設する等地絡による危険のおそれがない場合は、この限りでない。 (サイバーセキュリティの確保) それがないよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、

第十五条の二 事業用電気工作物(小規模事業用電気工作物を除く。)の運転を管理する電子計算 業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリテ 機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事 ィ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキ ュリティをいう。)を確保しなければならない。

第三款 電気的、磁気的障害の防止

(電気設備の電気的、磁気的障害の防止)

通常の使用状態においてその電気機械器具に発生する熱

第十六条 電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えない うに施設しなければならない。

(高周波利用設備への障害の防止)

第十七条 高周波利用設備(電路を高周波電流の伝送路として利用するものに限る。以下この うに施設しなければならない。 おいて同じ。) は、他の高周波利用設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼすおそれがないよ?十七条 高周波利用設備(電路を高周波電流の伝送路として利用するものに限る。以下この条に

第四款 供給支障の防止

(電気設備による供給支障の防止)

第十条 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他 接地その他の適切な措置を 第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の 気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない 電

2

人体に危害を及ぼし、

又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、

2 に著しい支障を生じないように施設しなければならない。 場合にあっては、その電気設備の損壊によりその一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給 高圧又は特別高圧の電気設備は、その電気設備が一般送配電事業又は配電事業の用に供される

第四節 公害等の防止

四条第一項及び第二項の規定は、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する電気設計1九条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第 備又は電力保安通信設備に附属する電気設備について準用する。

同法第三条第一項及び第三項の規定による規制基準に適合しなければならない。 する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項の規定による特定施設を設置

3 同法第四条の五第一項又は第二項の規定に基づいて定められた総量規制基準に適合しなければな 水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場から排出される排出水にあって 前項の規定によるほか、同法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量が

う。)

は、同法第八条第一項の環境省令で定める要件に該当してはならない。 所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水(次項において「特定地下浸透水」とい 特定施設」という。)を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(次項において「有害物質使用

させる場合は、この限りでない。 施設は、水質汚濁防止法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただ 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定 - 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透

五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第 合しなければならない。

が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害 健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指水質汚濁防止法第二条第四項の規定による指定施設を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開 開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水 定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の 水質汚濁防止法第二条第五項の規定による貯油施設等を設置する発電所、蓄電所又は変電所、 2

若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第九条第一項の規定による規制基準律第九号)第二条第六項の規定による特定施設等を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所 を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 に適合しなければならない。 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法

への浸透を防止するための措置が施されていなければならない。 中性点直接接地式電路に接続する変圧器を設置する箇所には、絶縁油の構外への流出及び地下

規定による規制基準に適合しなければならない。 により指定された地域内に存するものにおいて発生する騒音は、同法第四条第一項又は第二項の電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第三条第一項の規定 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項の規定による特定施設を設置する発

規定による規制基準に適合しなければならない により指定された地域内に存するものにおいて発生する振動は、同法第四条第一項又は第二項の ₽所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第三条第一項の規定振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第一項の規定による特定施設を設置する発

13 施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気設備、電線路又 の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。) 内に の崩壊を助長し又は誘発するおそれがないように施設しなければならない。 は電力保安通信設備は、当該区域内の急傾斜地(同法第二条第一項の規定によるものをいう。) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設しては

当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を 該貯油施設等を設置する場所において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が 生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 水質汚濁防止法第二条第五項の規定による貯油施設等が一般用電気工作物である場合には、 当

第二章 電気の供給のための電気設備の施設

(電線路等の感電又は火災の防止) 第一節 感電、火災等の防止

第二十条 電線路又は電車線路は、 ように施設しなければならない。 施設場所の状況及び電圧に応じ、 感電又は火災のおそれがない

(架空電線及び地中電線の感電の防止)

第二十一条 低圧又は高圧の架空電線には、感電のおそれがないよう、 考慮し、感電のおそれがない場合は、この限りでない。 を有する絶縁電線又はケーブルを使用しなければならない。ただし、通常予見される使用形態を 使用電圧に応じた絶縁性能

2 地中電線(地中電線路の電線をいう。以下同じ。)には、感電のおそれがないよう、 に応じた絶縁性能を有するケーブルを使用しなければならない。 使用電

(低圧電線路の絶縁性能)

第二十二条 低圧電線路中絶縁部分の電線と大地との間及び電線の線心相互間の絶縁抵抗は、 電圧に対する漏えい電流が最大供給電流の二千分の一を超えないようにしなければならない。

(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止)

| 第二十三条 | 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所、 ればならない。 を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなけ 閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨 蓄電所又は変電所、 開

なければならない。 地中電線路に施設する地中箱は、 取扱者以外の者が容易に立ち入るおそれがないように施設し

(架空電線路の支持物の昇塔防止)

第二十四条 架空電線路の支持物には、感電のおそれがないよう、 取扱者以外の者が容易に昇塔で

第二十五条 架空電線、架空電力保安通信線及び架空電車線は、接触又は誘導作用による感電の きないように適切な措置を講じなければならない。 (架空電線等の高さ)

第二十六条 架空電線路の支持物は、他人の設置した架空電線路又は架空弱電流電線路若しくは架 2 支線は、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設しなければならない。 それがなく、かつ、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設しなければならない (架空電線による他人の電線等の作業者への感電の防止)

2 設してはならない。ただし、その他人の承諾を得た場合は、この限りでない。 はその他人の承諾を得た場合は、この限りでない。 空光ファイバケーブル線路の電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルの間を貫通して施 架空電線は、他人の設置した架空電線路、電車線路又は架空弱電流電線路若しくは架空光ファ -バケーブル線路の支持物を挟んで施設してはならない。 ただし、 同一支持物に施設する場合又

(架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防

るように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所におい知のおそれがないよう、地表上一メートルにおける電界強度が三キロボルト毎メートル以下にな 人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。 特別高圧の架空電線路は、通常の使用状態において、静電誘導作用により人による感

特別高圧の架空電線路は、電磁誘導作用により弱電流電線路(電力保安通信設備を除く。)を

通じて人体に危害を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。 電力保安通信設備は、架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用により人体に危害を及

(電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止) ぼすおそれがないように施設しなければならない。

第二十七条の二 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、蓄電所、変電 械器具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平 だし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないよ 均値が、商用周波数において二百マイクロテスラ以下になるように施設しなければならない。た 気機械器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該電気機 開閉所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、当該電

しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、 する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において二百マイクロテスラ以下になるように施設 に影響を及ぼすおそれがないよう、当該施設の付近において、人によって占められる空間に相当変電所又は開閉所は、通常の使用状態において、当該施設からの電磁誘導作用により人の健康 うに施設する場合は、この限りでない。 人体に危害

第二節 他の電線、他の工作物等への危険の防止を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

(電線の混触の防止)

いように施設しなければならない。 傷するおそれがなく、 するおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生じる混触による感電又は火災のおそれがな若しくは交さする場合又は同一支持物に施設する場合には、他の電線又は弱電流電線等を損 電線路の電線、電力保安通信線又は電車線等は、他の電線又は弱電流電線等と接近

(電線による他の工作物等への危険の防止)

火災のおそれがないように施設しなければならない。 他の工作物又は植物を損傷するおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生じる感電又は 電線路の電線又は電車線等は、他の工作物又は植物と接近し、又は交さする場合に

(地中電線等による他の電線及び工作物への危険の防止)

なければならない。ただし、感電又は火災のおそれがない場合であって、他の電線等の管理者の交さする場合には、故障時のアーク放電により他の電線等を損傷するおそれがないように施設し 承諾を得た場合は、この限りでない。 地中電線、屋側電線及びトンネル内電線その他の工作物に固定して施設する電線は、 弱電流電線等又は管(他の電線等という。以下この条において同じ。)と接近し、又は 他

(異常電圧による架空電線等への障害の防止)

第三十一条 合は、異常時の高電圧の侵入により低圧側又は高圧側の電気設備に障害を与えないよう、接地そミ十一条 特別高圧の架空電線と低圧又は高圧の架空電線又は電車線を同一支持物に施設する場 の他の適切な措置を講じなければならない。

措置を講じなければならない。は、異常時の高電圧の侵入によ 1、異常時の高電圧の侵入により低圧側の電気設備へ障害を与えないよう、接地その他の適切な特別高圧架空電線路の電線の上方において、その支持物に低圧の電気機械器具を施設する場合

第三節 支持物の倒壊による危険の防止

支線に係るものを含む。) るものを含む。)は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速(架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造(支線を施設する場合は、当該)

> 風圧荷重を考慮して施設することができる。設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一のおばならない。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあっては、その施ればならない。 化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなけ 毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の

2 うに施設しなければならない。 架空電線路の支持物は、構造上安全なものとすること等により連鎖的に倒壊のおそれがないよ

第四節 高圧ガス等による危険の防止

(ガス絶縁機器等の危険の防止)

第三十三条 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶 又は遮断器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。 機器(充電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉器

であること。 圧力を受ける部分の材料及び構造は、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、 安全なもの

圧縮空気装置の空気タンクは、 耐食性を有すること。

三 圧力が上昇する場合において、 せる機能を有すること。 当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下さ

四 圧縮空気装置は、主空気タンクの圧力が低下した場合に圧力を自動的に回復させる機能を有 すること。

Ŧi. 異常な圧力を早期に検知できる機能を有すること。

ガス絶縁機器に使用する絶縁ガスは、可燃性、腐食性及び有毒性のないものであること。

第三十四条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置は、 (加圧装置の施設) 次の各号により施設しなければ

ならない。

二 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、故障により圧力が著しく上昇するおそれが て、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。 あるものは、上昇した圧力に耐える材料及び構造であるとともに、圧力が上昇する場合におい 圧力を受ける部分は、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、安全なものであること。

三 圧縮ガスは、可燃性、腐食性及び有毒性のないものであること。 (水素冷却式発電機等の施設)

第三十五条 水素冷却式の発電機若しくは調相設備又はこれに附属する水素冷却装置は、 により施設しなければならない。 次の各号

水素の漏洩又は空気の混入のおそれがないものであること

耐える強度を有するものであること。 発電機、調相設備、水素を通ずる管、 弁等は、 水素が大気圧で爆発する場合に生じる圧力に

部に放出できるものであること。 発電機の軸封部から水素が漏洩したときに、 漏洩を停止させ、 又は漏洩した水素を安全に外

兀 放出が安全にできるものであること。 発電機内又は調相設備内への水素の導入及び発電機内又は調相設備内からの水素の外部への

異常を早期に検知し、警報する機能を有すること。

Ŧī.

危険な施設の禁止

(油入開閉器等の施設制限)

第三十六条 絶縁油を使用する開閉器、 断路器及び遮断器は、 架空電線路の支持物に施設しては

(屋内電線路等の施設の禁止)

第三十七条 屋内を貫通して施設する電線路、屋側に施設する電線路、屋上に施設する電線路又は 地上に施設する電線路は、 当該電線路より電気の供給を受ける者以外の者の構内に施設してはな

4

路にあっては、その土地。)の所有者又は占有者の承諾を得た場合は、この限りでない。 らない。ただし、特別の事情があり、かつ、当該電線路を施設する造営物(地上に施設する電線 (連接引込線の禁止)

第三十八条 高圧又は特別高圧の連接引込線は、施設してはならない。ただし、特別の事情があ かつ、当該電線路を施設する造営物の所有者又は占有者の承諾を得た場合は、この限りでな

(電線路のがけへの施設の禁止)

合、道路、鉄道、軌道、索道、架空弱電流電線等、架空電線又は電車線と交さして施設する場合 別の事情がある場合は、この限りでない。 及び水平距離でこれらのもの(道路を除く。)と接近して施設する場合以外の場合であって、 電線路は、がけに施設してはならない。ただし、その電線が建造物の上に施設する場 特 2

(特別高圧架空電線路の市街地等における施設の禁止)

第四十条 特別高圧の架空電線路は、その電線がケーブルである場合を除き、市街地その他人家の 場合は、この限りでない。 ないように施設するとともに、その他の絶縁性、電線の強度等に係る保安上十分な措置を講ずる 密集する地域に施設してはならない。ただし、断線又は倒壊による当該地域への危険のおそれが

安通信線と接続してはならない。ただし、誘導電圧による感電のおそれがないよう、保安装置の2四十一条 市街地に施設する電力保安通信線は、特別高圧の電線路の支持物に添架された電力保 (市街地に施設する電力保安通信線の特別高圧電線に添架する電力保安通信線との接続の禁止)

施設その他の適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。 第六節 電気的、磁気的障害の防止

(通信障害の防止)

するおそれがないように施設しなければならない。 電線路又は電車線路は、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす電波を発生

に施設しなければならない。ただし、弱電流電線路の管理者の承諾を得た場合は、この限りでな 電線路又は電車線路は、弱電流電線路に対し、誘導作用により通信上の障害を及ぼさないよう 2

(地球磁気観測所等に対する障害の防止)

測上の障害を及ぼさないように施設しなければならない。 直流の電線路、電車線路及び帰線は、地球磁気観測所又は地球電気観測所に対して観 3

第七節 供給支障の防止

(発変電設備等の損傷による供給支障の防止)

損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業若しくは配電事業に係る電気の供給に著しい支障を第四十四条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく 置を施設しなければならない 及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装

を講じなければならない。 該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は 般送配電事業若しくは配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当

(発電機等の機械的強度)

生ずる機械的衝撃に耐えるものでなければならない。 発電機、変圧器、調相設備並びに母線及びこれを支持するがいしは、短絡電流により

びその他の非常停止装置が動作して達する速度に対し、耐えるものでなければならない。 蒸気タービン、ガスタービン又は内燃機関に接続する発電機の回転する部分は、非常調速装置及 水車又は風車に接続する発電機の回転する部分は、負荷を遮断した場合に起こる速度に対し、

3 第二項の規定は、蒸気タービンに接続する発電機について準用する。 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第十三条

(常時監視をしない発電所等の施設)

第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、 る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要のある発電所 る場合は、この限りでない。 行う発電所であって、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置を講じてい技能を有する者による当該発電所又はこれと同一の構内における常時監視と同等な監視を確実に であって、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内に おいて常時監視をしないものは、施設してはならない。ただし、発電所の運転に必要な知識及び よう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は一般送配電事業若しくは配電事業に係 若しくは物件に損傷を与えるおそれがない

予備電源を除き、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができるような措置を講じな 同一の構内、蓄電所又は変電所において常時監視をしない発電所、蓄電所又は変電所は、非常用 ければならない。 発電所、蓄電所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくはこれと - を超える特別高圧の電気を変成するためのものを含む。以下この条において同じ。) であって、前項に掲げる発電所以外の発電所、蓄電所又は変電所(これに準ずる場所であって、十万ボル

(地中電線路の保護)

2

(特別高圧架空電線路の供給支障の防止)

している旨の表示等により掘削工事からの影響を受けないように施設しなければならない。 第四十七条 地中電線路は、車両その他の重量物による圧力に耐え、かつ、当該地中電線路を埋 地中電線路のうちその内部で作業が可能なものには、防火措置を講じなければならない。

地域に施設してはならない。ただし、当該地域からの火災による当該電線路の損壊によって一般第四十八条 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線路は、市街地その他人家の密集する 送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように施設する場 合は、この限りでない。

障を及ぼすおそれがないよう、三メートレ以上にしますればこったいなが、外災による当該電線の損壊等によって一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支火災による当該電線の損壊等によって一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支

って一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三下方に施設されるときの相互の水平離隔距離は、当該工作物の倒壊等による当該電線の損壊によ メートル以上としなければならない。 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線が、建造物、道路、歩道橋その他の工作物

(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)

第四十九条 雷電圧による電路に施設する電気設備の損壊を防止できるよう、当該電路中次の各号 らない。ただし、雷電圧による当該電気設備の損壊のおそれがない場合は、この限りでない。 に掲げる箇所又はこれに近接する箇所には、避雷器の施設その他の適切な措置を講じなければな

発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線引込口及び引出口 架空電線路に接続する配電用変圧器であって、過電流遮断器の設置等の保安上の保護対策が

施されているものの高圧側及び特別高圧側

三 高圧又は特別高圧の架空電線路から供給を受ける需要場所の引込口

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、蓄電所、変電所、開閉所、 する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用う。)、技術員駐在所その他の箇所であって、一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に対 電話設備を施設しなければならない。 給電所(電力系統の運用に関する指令を行う所をい

2 電力保安通信線は、機械的衝撃、 火災等により通信の機能を損なうおそれがないように施設し

(災害時における通信の確保)

線路の支持物に施設するときは、この限りでない。 ばならない。ただし、電線路の周囲の状態を監視する目的で施設する無線用アンテナ等を架空電 「無線用アンテナ等」という。)を施設する支持物の材料及び構造は、十分間平均で風速四十メー ル毎秒の風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損なうおそれがないように施設しなけれ 電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナ又は反射板(以下この条に

第八節 電気鉄道に電気を供給するための電気設備の施設

(電車線路の施設制限)

第五十二条

交流の電車線路の使用電圧は、二万五千ボルト以下としなければならない。4十二条 直流の電車線路の使用電圧は、低圧又は高圧としなければならない。

3 場合は、この限りでない。 電車線路は、電気鉄道の専用敷地内に施設しなければならない。ただし、感電のおそれがない

ばならない。 合に感電のおそれがあるものである場合には、 前項の専用敷地は、電車線路が、サードレール式である場合等人がその敷地内に立ち入った場 高架鉄道等人が容易に立ち入らないものでなけれ 2

(架空絶縁帰線等の施設)

第五十三条 第二十九条、第三十二条、第二十三条 第二十条、第二 第三十六条、 一十一条第一項、 第三十八条及び第四十一条の規定は、架空絶縁帰線に準収、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十八条、 架空絶縁帰線に準

三十二条第一項及び第四十二条第二項の規定は、架空で施設する排流線に準用する。 第六条、第七条、第十条、第十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十 -九条、 第

(電食作用による障害の防止)

第五十四条 直流帰線は、漏れ電流によって生じる電食作用による障害のおそれがないように施設 しなければならない。

第五十五条 の変圧器に接続する電気事業の用に供する発電機、 害を及ぼさないように施設しなければならない (電圧不平衡による障害の防止) に接続する電気事業の用に供する発電機、調相設備、変圧器その他の電気機械器具に障交流式電気鉄道は、その単相負荷による電圧不平衡により、交流式電気鉄道の変電所

電気使用場所の施設

第一節 感電、火災等の防止

(配線の感電又は火災の防止)

第五十六条 配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、 なければならない。 感電又は火災のおそれがないように施設し 2

に施設しなければならない。 移動電線を電気機械器具と接続する場合は、 接続不良による感電又は火災のおそれがないよう

3 不可欠な電気機械器具に接続するものは、この限りでない。 充電部分に人が触れた場合に人体に危害を及ぼすおそれがなく、移動電線と接続することが必要 特別高圧の移動電線は、第一項及び前項の規定にかかわらず、施設してはならない。ただし、

第五十七条 火災のおそれがないよう、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有法五十七条 配線の使用電線(裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。)には、感電又は するものでなければならない。 (配線の使用電線)

分な強度を有し、かつ、絶縁性がないことを考慮して、配線が感電又は火災のおそれがないようの、配線には、裸電線を使用してはならない。ただし、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十 に施設する場合は、この限りでない。

特別高圧の配線には、接触電線を使用してはならない。

(低圧の電路の絶縁性能)

3

は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに、次の表の上欄に掲げる電条(電気使用場所における使用電圧が低圧の電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶 電圧の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる値以上でなければならない。

=		重わ	I	て	電
百ボルトを超えるもの	その他の場合	ボルト以下の!	地式電路にお	百ボルト以下対地電圧(接続	路の使用電圧の区分
		場合	いては電線間の電圧をいう。以下同じ。) が百五十	地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接	
〇・四メガオー	〇・二メガオー		1	<u>□</u> ○・一メガオー	絶縁抵抗値
Ż	À			Ĺ	

(電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止)

第五十九条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を この限りでない。 電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であっ 及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、 て、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、

ればならない。 燃料電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、 運転状態を表示する装置を施設しなけ

(特別高圧の電気集じん応用装置等の施設の禁止)

第六十条 使用電圧が特別高圧の電気集じん装置、静電塗装装置、 及び前条の規定にかかわらず、屋側又は屋外には、施設してはならない。ただし、当該電気設備 の充電部の危険性を考慮して、感電又は火災のおそれがないように施設する場合は、この限りで の他の電気集じん応用装置及びこれに特別高圧の電気を供給するための電気設備は、 電気脱水装置、 電気選別装置そ 第五十六条

(非常用予備電源の施設)

第六十一条 常用電源の停電時に使用する非常用予備電源(需要場所に施設するものに限る。) 設しなければならない。 需要場所以外の場所に施設する電路であって、常用電源側のものと電気的に接続しないように施

第二節 他の配線、他の工作物等への危険の防止

第六十二条 配線は、他の配線、弱電流電線等と接近し、又は交さする場合は、 は火災のおそれがないように施設しなければならない。 (配線による他の配線等又は工作物への危険の防止) 混触による感電又

電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。 これらの工作物を損傷するおそれがなく、かつ、漏電又は放電によりこれらの工作物を介して感 配線は、水道管、ガス管又はこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、 放電により

第三節 異常時の保護対策

(過電流からの低圧幹線等の保護措置)

| 第六十三条 低圧の幹線、低圧の幹線から分岐して電気機械器具に至る低圧の電路及び引込口 電流が生じるおそれがない場合は、この限りでない。 よう、過電流遮断器を施設しなければならない。ただし、当該幹線等における短絡事故により過 低圧の幹線を経ないで電気機械器具に至る低圧の電路(以下この条において「幹線等」という。) には、適切な箇所に開閉器を施設するとともに、過電流が生じた場合に当該幹線等を保護できる

2 るものに電気を供給する電路には、過電流による過熱焼損からそれらの電線及び電気機械器具を 保護できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。 交通信号灯、出退表示灯その他のその損傷により公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあ

(地絡に対する保護措置)

第六十四条 ロードヒーティング等の電熱装置、プール用水中照明灯その他の一般公衆の立ち入る 適切な措置を講じなければならない。 電路には、地絡が生じた場合に、感電又は火災のおそれがないよう、 おそれがある場所又は絶縁体に損傷を与えるおそれがある場所に施設するものに電気を供給する 地絡遮断器の施設その他

(電動機の過負荷保護)

第六十五条 屋内に施設する電動機(出力が○・二キロワット以下のものを除く。この条において 同じ。)には、過電流による当該電動機の焼損により火災が発生するおそれがないよう、過電流 (異常時における高圧の移動電線及び接触電線における電路の遮断) 性質上電動機を焼損するおそれがある過電流が生じるおそれがない場合は、この限りでない。 遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電動機の構造上又は負荷の

第六十六条 高圧の移動電線又は接触電線(電車線を除く。以下同じ。)に電気を供給する電路に を施設しなければならない。 過電流が生じた場合に、当該高圧の移動電線又は接触電線を保護できるよう、過電流遮断器

その他の適切な措置を講じなければならない 前項の電路には、地絡が生じた場合に、感電又は火災のおそれがないよう、地絡遮断器の施設

電気的、磁気的障害の防止

(電気機械器具又は接触電線による無線設備への障害の防止)

第六十七条 電気使用場所に施設する電気機械器具又は接触電線は、電波、高周波電流等が発生す ることにより、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼすおそれがないように施設しなけ ばならない。

第五節 特殊場所における施設制限

(粉じんにより絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設)

(可燃性のガス等により爆発する危険のある場所における施設の禁止) 導電性能が劣化することに伴う感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。 粉じんの多い場所に施設する電気設備は、粉じんによる当該電気設備の絶縁性能又は

第六十九条 備が点火源となる爆発又は火災のおそれがないように施設しなければならない。 次の各号に掲げる場所に施設する電気設備は、通常の使用状態において、当該電気設

可燃性のガス又は引火性物質の蒸気が存在し、点火源の存在により爆発するおそれがある

粉じんが存在し、点火源の存在により爆発するおそれがある場所

火薬類が存在する場所

(腐食性のガス等により絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設) セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質を製造し、又は貯蔵する場所

第七十条 腐食性のガス又は溶液の発散する場所(酸類、アルカリ類、塩素酸カリ、さらし粉、染 ガス又は溶液による当該電気設備の絶縁性能又は導電性能が劣化することに伴う感電又は火災の電池を設置した蓄電池室又はこれらに類する場所をいう。)に施設する電気設備には、腐食性の おそれがないよう、予防措置を講じなければならない。 料若しくは人造肥料の製造工場、銅、亜鉛等の製錬所、電気分銅所、電気めっき工場、開放形蓄 2

(火薬庫内における電気設備の施設の禁止)

うな措置が講じられている火薬類を保管する場所にあって、特別の事情がある場合は、この限り十九条の規定にかかわらず、火薬庫内には、施設してはならない。ただし、容易に着火しないよ第七十一条 照明のための電気設備(開閉器及び過電流遮断器を除く。)以外の電気設備は、第六

(特別高圧の電気設備の施設の禁止)

及び第六十九条各号に規定する場所には、施設してはならない。ただし、静電塗装装置、同期電第七十二条 特別高圧の電気設備は、第六十八条及び第六十九条の規定にかかわらず、第六十八条 る電気設備(それぞれ可燃性のガス等に着火するおそれがないような措置が講じられたものに限 る。)を施設するときは、この限りでない。 の不純物を高電圧により帯電させ、燃料油と分離して、除去する装置及びこれらに電気を供給す 動機、誘導電動機、同期発電機、誘導発電機又は石油の精製の用に供する設備に生ずる燃料油中 3

(接触電線の危険場所への施設の禁止)

接触電線は、第六十九条の規定にかかわらず、 同条各号に規定する場所には、 施 設 ï

> 2 うに施設する場合は、この限りでない。 あっては、低圧の接触電線と当該接触電線に接触する集電装置とが使用状態において離れ難いよ 止するための措置を講じ、かつ、綿、麻、絹その他の燃えやすい繊維の粉じんが存在する場所に い。ただし、展開した場所において、低圧の接触電線及びその周囲に粉じんが集積することを防 接触電線は、第六十八条の規定にかかわらず、同条に規定する場所には、施設してはならな

3 高圧接触電線は、第七十条の規定にかかわらず、同条に規定する場所には、 施設してはならな

第六節 特殊機器の施設

(電気さくの施設の禁止)

第七十四条 電気さく(屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電 る場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がな いことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。 して使用するものをいう。)は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類す

(電撃殺虫器、エックス線発生装置の施設場所の禁止)

第七十五条 電撃殺虫器又はエックス線発生装置は、第六十八条から第七十条までに規定する場 には、施設してはならない。

(パイプライン等の電熱装置の施設の禁止)

第七十六条 パイプライン等 (導管等により液体の輸送を行う施設の総体をいう。) に施設する 熱装置は、第六十八条から第七十条までに規定する場所には、施設してはならない。ただし、 (電気浴器、銀イオン殺菌装置の施設) 電、爆発又は火災のおそれがないよう、適切な措置を講じた場合は、この限りでない。 感電

第七十七条 電気浴器(浴槽の両端に板状の電極を設け、その電極相互間に微弱な交流電圧を加え 災のおそれがない場合に限り、施設することができる。 り殺菌する装置をいう。) は、第五十九条の規定にかかわらず、感電による人体への危害又は火 て入浴者に電気的刺激を与える装置をいう。)又は銀イオン殺菌装置(浴槽内に電極を収納した イオン発生器を設け、その電極相互間に微弱な直流電圧を加えて銀イオンを発生させ、これによ

(電気防食施設の施設)

第七十八条 電気防食施設は、 しなければならない。 他の工作物に電食作用による障害を及ぼすおそれがないように施設

この省令は、平成九年六月一日から施行する。

いう。)の翌日(期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合に限る。)を使用するものについては、別に告示する期限(以下この項において単に「期限」と 縁油(当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が○・五パーセントを超えるもの着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶 は、期限から一年を経過した日)以後、第十九条第十四項の規定を適用する。 は、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物について

業省令第三十五号)又は鉱山保安規則(平成六年通商産業省令第十三号)の規定により準用さ れ、又はその例によるものとされているものについては、その範囲内において、 \mathcal{O} 改正前の電気設備に関する技術基準を定める省令中深海底鉱山保安規則(昭和五十七年通商産 なお当分の間そ

附 則 (平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二二号

この省令は、平成十二年七月一日から施行する

附 0) 省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一二年九月二〇日通商産業省令第一八九号)

(平成一三年三月二一日経済産業省令第二七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。 (平成一三年六月二九日経済産業省令第一八〇号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。 (平成一六年七月二二日経済産業省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成一七年三月一〇日経済産業省令第一八号)

電気工作物に関する規定を適用する場合には、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例に工事が行われている燃料電池発電設備であって、電気事業法第三十八条第三項に規定する事業用この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の よる。

附 則 (平成一九年三月二八日経済産業省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (平成二〇年四月七日経済産業省令第三一号) 抄

条 この省令は、平成二十年五月一日から施行する。 附 則 (平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号)

第

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。 附 則 (平成二三年三月三一日経済産業省令第一五号)

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に設置さ 又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年六月一日経済産業省令第四四号)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。 (経過措置) (施行期日)

第二条 この省令の施行の際現に発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置し 電気設備に関する技術基準を定める省令第十九条第五項及び第六項の規定は、適用しない。 いては、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の 同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設(設置の工事をしている場合を含む。)につ 特定施設(同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。)及び ている水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第八項に規定する有害物質使用 1

附則 (平成二四年七月二日経済産業省令第四八号)

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 (平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号)

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

行する。 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日附 則 (平成二八年三月二三日経済産業省令第二七号) (平成二十八年四月一日) から施

(施行期日) 附 則 (平成二八年九月二三日経済産業省令第九一号)

(経過措置) この省令は、 平成二十八年九月二十四日から施行する。

は、この省令の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることがのこの省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の適用について4 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物について できる。

(平成二九年三月三一日経済産業省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号) 則第一条第五号に掲げる規定の施行の日 (平成二十九年四月一日) から施行する 附

> 附 則 (令和二年五月一三日経済産業省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

(令和三年三月一〇日経済産業省令第一二号) 抄

施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する

この省令は、令和三年四月一日から施行する。 附 則 (令和三年三月三一日経済産業省令第二八号)

附 則 (令和四年三月三一日経済産業省令第二四号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。 附 則 (令和四年六月一〇日経済産業省令第五一号)

(施行期日)

1

2 (経過措置) (発電事業の用に供するものを除く。) についてのこの省令による改正後の電気設備に関する技術 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している自家用電気工作 この省令は、令和四年十月一日から施行する

成するまでの間は、なお従前の例によることができる。 (令和四年一一月三〇日経済産業省令第八八号) 抄

基準を定める省令第十五条の二の適用については、この省令の施行後最初に行う変更の工事が完

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三百六十二号) 施行の日(令和四年十二月一日)から施行する。

0)

附 (令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号) 抄

第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月二十日)から施行する。 (施行期日) この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)附則 第一条